

○大府市自治区等行政協力報償金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自治区等が行う本市との連絡調整事務や市の行政資料の配布協力を
行う者に対し、予算の範囲内において支給する大府市自治区等行政協力報償金（以下「
報償金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象)

第2条 報償金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる者とす
る。

- (1) 自治区の長（以下「区長」という。）及び区長の代理（以下「区長代理」という。）
- (2) 市の会計年度ごとに、隣組又は自治会の長（以下「組長」という。）として、区長
を通じて、本市に届出をした者

2 前項第1号の自治区は、次のとおりとする。

大府自治区
石ヶ瀬自治区
横根自治区
横根山自治区
北崎自治区
共和西自治区
共和東自治区
長草自治区
吉田自治区
森岡自治区

(支給対象の活動)

第3条 報償金は、次に掲げる活動に対して支給するものとする。

- (1) 市との連携及び連絡調整
- (2) 市及び関係機関の発行物の配布及び回覧
- (3) 隣組又は自治会へ加入していない者に対し、その加入促進への協力

(報償金の支給)

第4条 市長は、対象者に対し、別表に定める額の報償金を支給する。

2 報償金は、区長及び区長代理は年2回（9月及び3月）に分けて、組長は年1回（3
月）支給するものとする。ただし、自治区に区長代理が2名以上いる場合は、区長が本
市に届出をした者1名のみを支給するものとする。

3 年度の途中において、対象者の変更があった場合における前任者には、当該変更の際
に報償金を支給することができる。

(報償金の返還)

第5条 市長は、偽りその他不正な手段により報償金の支給を受けた者があったときは、
報償金の全部又は一部について返還を命ずることができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	支給単位	額
区長	年	525,000円 + (84円 × 世帯数)
区長代理	年	185,000円 + (34円 × 世帯数)
組長	年	6,060円 + (202円 × 世帯数)